

[論文]

日本資本主義の確立過程と横浜正金銀行の対外業務
—銀行制度の再編と横浜正金銀行の対外金融機関化—

菊池 道男

〈目次〉 序 —問題の所在

- 第Ⅰ章 日本資本主義の確立過程と対外貿易
 - 1. 資本の原始的蓄積の推進と政府財政の整備
 - 2. 近代的産業の勃興と対外貿易
- 第Ⅱ章 銀行制度の再編と横浜正金銀行
 - 1. 通貨対策の混乱と横浜正金銀行の創設
 - 2. 銀行制度の再編と通貨・信用制度の整備
 - 1) 紙幣整理と日本銀行の設立
 - 2) 中央銀行制度の確立と通貨制度の整備
 - 3. 横浜正金銀行の対外金融機関化
- 第Ⅲ章 横浜正金銀行の対外進出とその業務
 - 1. 国際的金相場と銀相場
 - 2. 横浜正金銀行の業務拡大と外国銀行
 - 3. 横浜正金銀行の対外進出とその業務

結語

序一問題の所在

大不況のもとにあった1880年代の欧米列国は、帝国主義段階への推転を始め、植民地・勢力圏の拡大を図るといふ情勢に置かれつつあったが、この時期、日本の資本主義は、激化する紙幣インフレーションの進行を抑制し、紙幣価値の安定と近代的通貨・信用制度の再編・整備を目指して早急なる紙幣整理を迫られることとなっていた。国立銀行券の不換紙幣化、西南戦争などを契機として紙幣インフレーションは激進するにいたっていたが、この対策として大隈大蔵卿は紙幣価値の安定を求め、洋銀相場騰貴の抑制にあたることとした。その方策の一つが、正貨供給の担当機関として創設されたのが横浜正金銀行（以下、正金銀行と略す）にほかならず、同行の業務は、正貨の供給のほか、外国銀行への対抗と商権回復等を課題としていた。その後正金銀行は、ほどなく外国為替業務を開始し、御用外国荷為替制度のもとに外国貿易・為替業務を促進させることになるが、しかし、洋銀相場の騰貴はなお防止できず、紙幣価値の安定を得るにいたらなかったのであった。

明治14年の政変を契機に大隈に代わって大蔵卿に就任した松方正義は、銀価騰貴抑制対策を増税と財政緊縮による不換紙幣整理対策へと転換し、一連のデフレーション対策を強力にすすめたが、ここで中心になったのは中央銀行を中軸とした銀行制度の再編という問題にほかならなかった。82年、政府は日本銀行条例を制定し、日本銀行の設立、開業を果すことになる。そして政府は、国立銀行を私立銀行に転化せしめ、紙幣銷却を進め、銀紙の差が消滅した84年、兌換銀行条例を制定し、翌年5月兌換銀行券の発行を開始した。ここに国立銀行制度の中央銀行制度への再編が成立し、信用制度の確立および通貨制度の再編・整備をみることになったのである。

かくして銀行制度の再編がすすむなかで、正金銀行は、紙幣整理の影響のもとで、いったん経営不振に陥り、改革を余儀なくされるが、この場合、国家機関的性格を決定的に強めるものとなった。87年7月、政府の「横浜正金銀行条例」の制定をうけて、正金銀行は外国貿易・為替関係を専担する特殊銀行として、また政府の保護監督のもとに置かれる特殊金融機関として法的に明確にされることとなった。翌年9月、正金銀行は日本銀行との間に協約を締結し、両行とも政府機関であり、外国貿易・

為替は正金銀行が取扱い、日本銀行はその後見役として資金を供給し、その返済は正貨で行うこととされた。さらに御用外国荷為替制度の廃止後、正金銀行は日本銀行との間に外国為替手形割引契約を締結し、政府の保護政策と日本銀行の信用供与を背景に対外金融を強力にすすめることになったのである。

ともあれ、正金銀行は、外国為替の取扱い、とりわけ外国人為替取組を開始し、外国銀行に対抗して対外貿易における商権の回復に努めると同時に、対外的には海外出張所・支店を開設し、政府在外資金の取扱い、外国為替業務、とりわけ輸入荷為替の取扱い業務などを一段と強化することになったのである。

以上ここでは、この時期の正金銀行の創設および対外金融への進出とその業務を取り上げ、これを国際関係との関連で検討を加え、新たにその歴史的意義と役割を省察することとしたい。このことが本稿の課題である。

第I章 日本資本主義の確立過程と対外貿易

1. 資本の原始的蓄積の推進と政府財政の整備

1880年代の大不況下の欧米資本主義列国は、帝国主義段階への移行の時期を迎えると同時に、アジア・アフリカなどへの植民地・勢力圏の拡大を強めつつあったが、極東地域（東アジア）では朝鮮半島がその焦点と化しつつあった。こうしたなかで日本の資本主義は、70年代からの紙幣の整理の強行と近代的信用制度の再編・整備を果たし、産業資本の確立を促進するとともに、焦眉の課題となった朝鮮、中国への進出強化を図らねばならぬ状況に置かれていた。

すなわち、この間列国は露清イリ条約（81年）、露独関税戦争（81年）、独・伊・奥三国同盟（82年）、イギリスのエジプト占領（82年）、清仏戦争（84-87年）などの諸事件を勃発させ、帝国主義段階へと向かっていたのであるが、極東はアフリカの分割と並び新たな列強の勢力圏拡張の対象として、ロシアの永興湾（朝鮮）租借要求に対するイギリスの巨文島占領事件（86年）、ドイツによるマーシャル・カロリン諸島の占領（85年）など激しく争われることとなった。とりわけ、中国と朝鮮の分割問題は、日本を含む欧米列強間の利害関係として現出した。事実、1876年2月、日本は大陸政策として、日朝

修好条規（＝江華島条約）を締結し朝鮮の開国を実現させたものの、ほどなく宗主国清国の反発と開国をめぐる朝鮮の国内政争を招き、やがて壬午軍乱（82年）・甲申事変（84年）を惹起せしめることとなった。その後、数年の間に朝鮮は、欧米列国と修好通商関係を樹立することになった。かくして、80年代の極東は、欧米列強の帝国主義的世界政策のなかに編入され、もとよりその中心となったのが朝鮮問題であった。甲申事変後、日本は、不安定な国内政情のもと、産業資本の確立に邁進する一方、対外的には、対朝鮮政策を一層積極化させるが、清国の政治的経済的進出や圧力によって、結局、朝鮮市場での相対的後退を余儀なくされることになった¹⁾。

こうした国際情勢のなかで、1870年代末からの紙幣インフレーションの激進下にあった日本資本主義は、その後の紙幣整理の過程を経て、産業資本の確立期を向かえると同時に、財政機構・信用制度の整備が進められることとなった。すなわち、77(明治10)年の西南戦争を契機に明治政府は、不換紙幣を濫発した結果、インフレーションを激化させた。この場合、インフレーションは、農村に商品経済を浸透せしめ農民層の分解を促進すると同時に、士族の解体をすすめる、資本の原始的蓄積を強力に促進せしめた。また、インフレーションは財政窮迫の結果によるものであったが、これは同時に政府の財政支出を急増させ、財政をさらに危機に追い込む状況をつくった。かくして、政府は、資本主義の確立のためには紙幣整理（銷却）を断行しインフレーションの収束を図る一方、他方では、ひとたび挫折した近代的兌換制度の確立とそのもとの安定した通貨・信用制度の整備が焦眉の課題となったのである。

これをうけて、81(明治14)年10月、大蔵卿に就任した松方正義は、紙幣整理を開始するが、この場合、これまで大隈重信等によって進められてきた紙幣整理の方策が政府紙幣の全額銷却を目指していたのに対し、銀紙の差額のなくなるまで紙幣を銷却・縮減し、紙幣価値の回復をはかり、これを兌換券に切りかえようとしたの

である。そして、紙幣整理はたんに紙幣銷却（政府の借金返済）に終わらず、中央銀行の設立による通貨・信用制度および財政機構の整備が結びつけられていたのである²⁾。こうした紙幣整理の実施にあたって、松方正義卿は、まず一般財政収支の一部を紙幣銷却と正貨購入にあて正貨準備の充実をはかり、さらに「準備金」の運用を図り将来の正貨準備にあてることとした。これは後にみるように、「準備金」をもって横浜正金銀行をつうじて直輸出為替資金を供給し、その商品代金を海外で受取り、これを正貨で持ち帰るといった方法をとった。そして、紙幣整理の進展するなかで景気が沈滞し、租税収入が激減したため、82(明治15)年、政府は売葉印紙・米商会所等の税を設け、酒造税則・煙草税則を改正し、また85(明治18)年には醤油税・菓子税を設けて、歳入の増加をはかって埋め合わせたのである³⁾。

ところが、紙幣整理は、激しい物価の下落を生じさせ、各方面に深刻な影響を与えることとなった。このデフレーションの深化によって、地租の金納化と農家経済の商品経済化の圧力が増幅され、農民の多くは地租負担を加重されただけでなく、従前のいわば自給体制に後戻りすることが困難となり、結局、農家経済を破綻に追いやることになった。その結果として、この間大規模な農民の土地喪失＝プロレタリア化が生じ、資本の原始的蓄積が促進されたのであった。当時の日本の財政は、その歳入の大部分を地租にもとめ、その負担が重圧となっていた。これに対してその歳出の大部分が産業資本の保護育成にあてられ、一方、産業資本自体もかかる経費の支出なしには存立し得ない状態にあったという事情に基づくものであった⁴⁾。

こうしたなかで、明治政府は「地租改正条例」を制定し地租制度の改革を進め、財政的基礎を固め租税国家たる実を備えるにいたった。地租改正事業は73-81年の間にすすめられ、80年以降5年ごとに地価の改訂が行われることとなった。さらに85(明治18)年、明治政府は「地租条例」を制定し、ここに近代国家としての物質的基礎

1) 信夫清三郎『近代日本外交史』第1-3章。安岡昭男「日清戦争前の大蔵政策」(日本国際政治学会編『日本外交史研究 日清・日露戦争』有斐閣、1962年、所収)。松本重一「兩大戦間期のアジアと日本資本主義(1)」(『中央学院大学論叢』第14巻第1号、昭和54年、所収) 10-11、13-14ページ。

2) 梶西光速・加藤俊彦・大島清・大内力『日本資本主義の成立 II』東京大学出版会、1956年、426-428ページ。

3) 梶西他、上掲書、429-431ページ。加藤俊彦『本邦銀行史論』東京大学出版会、1957年、55-56ページ。

4) 大内力『大内力経済学体系 第七巻 日本経済論 上』東京大学出版会、2000年、178-179ページ。梶西他『日本資本主義の発展 I』東京大学出版会、1956年、147ページ。

を整えると同時に、財政的基礎を確立し、租税国家としての体裁を整えることになったのである⁵⁾。他方、秩禄処分によって、公債を受けた士族は貧窮化し、急速にプロレタリアとなり、ここに資本の原始的蓄積が推進され、これが近代的産業の勃興の前提条件をつくりあげていくことにもなった。明治政府はこれまで巨額な公債を発行してきたが、不利な起債条件（金利、償還期間等）のもとで処理されてきた。ここでこの改善を図らねばならなかったが、それには貨幣資本の集積、信用制度の整備・発展をまたねばならなかった。明治政府は、後でみるように82年、日本銀行の設立後、急速に通貨・信用制度を整備し、85年には利子率の低下をみるにいたった。86年10月、明治政府は「整理公債条例」を公布して、整理公債を発行し、旧公債の整理・借換にあたり、ほどなく日本の近代的な公債、公債制度が確立したのである⁶⁾。

ともあれ、紙幣整理の過程を通して、農民層の分解および士族の没落がすすみ、結果として資本の原始的蓄積が促進されと同時に、地租制度並びに公債制度が整備され、ここに政府財政の整備が図られることとなったのである。

2. 近代的産業の勃興と対外貿易

こうしたなかで、政府は産業政策の転換とともに、他方で、銀行制度の整備を図った結果、金融市場の諸条件が好転し、新企業の設立が促進され、さらに官営企業の特権的政商への払い下げも進み、ここに企業勃興を迎え、対外貿易も激増することとなった。

すなわち、政府は、81年、農商務省を設置し、産業政策の転換をはかり、在来産業の改良・強化という視点を強く打ち出すとともに、紙幣整理過程において、後述のように日本銀行を設立し、近代的通貨制度の確立を図り、日本の信用制度の整備をすすめることとなった。先にみたように紙幣整理の進行は、一転してデフレーション効果をとおして企業（中小）倒産、物価下落、輸出超過、正貨流入、資金蓄積の促進、預貯金の増大など各方面へ

影響を与えたが、その後銀行制度の整備がすすむと、金融市場の資金は潤沢を加え、金利は下落傾向をたどることになった。明治政府は官営企業の特権的政商へ払い下げるとともに、私企業の保護政策を強化するなど産業政策の推進方式を転換することとした。その結果、金融市場の緩慢・利子率の低下・輸出の好転といった諸条件のもと、官営企業の払い下げの進行と同時に、新企業の設立が進み、86年紙幣の正貨兌換開始以降企業勃興を迎えることとなったのである⁷⁾。

ところで、この企業勃興は鉄道事業・紡績業・鉱山業など各種事業に及び、資本家的生産が確立され、その主導的役割を果たしたのは綿糸紡績業であった。この間の綿糸紡績業は、83年に操業を開始した大阪紡績会社が、蒸気力を原動力として急速な発展を示し、これが86年を起点とする企業勃興を惹起する役割を果たすことになったのであり、86年以降も東京紡績・鐘淵紡績など大紡績会社（1万錘以上の規模）が次々と生まれ、紡績業の発展はめざましいものがあった⁸⁾。そしてまた、近代的産業が官営の形で輸入され、急激な発達を遂げたが、官営企業は膨大な財政負担と維持費用も大きく、81年以降財政整理が急がれるなかで、民間へ払い下げられるようになった。すなわち80年11月「工場払下概則」が制定され、軍需工場、鉄道、通信などの公益事業を除き大部分の官営企業が漸次民間に払い下げられていった。さらに84年、政府は従来の方針を変更し、経営成績の比較的良好であった鉱山部門などの官営企業の払い下げを先行させることとした。これ以降官営企業の払い下げは進み、88年までにその大部分が完了することになったが、この払い下げをうけて、産業資本家に転化したものが、主として特権的政商であったのである⁹⁾。

しかし、こうした企業の勃興も、90年には最初の資本主義恐慌にみまわれざるをえなかった。年来の企業熱・株式投機の反動と、公債募集による資金の吸収、凶作による米価の高騰とそれにともなう米穀輸入の増加による貿易の逆調等によって金融市場は次第に引き締りの傾向

5) 大内、上掲書、125-129ページ。

6) 楫西他、上掲『日本資本主義の発展 I』156-157ページ。

7) 大内、上掲書、161ページ。

8) 大島清『日本恐慌史論 上』東京大学出版会、1952年、49ページ。

9) 以上、大内、上掲書、166-177ページ。楫西他、上掲『日本資本主義の成立 II』408-412ページ。原田美喜雄『日本の近代化と経済政策』東洋経済新報社、昭和47年、272-275ページなどを参照。

をしめし、89年末には金融の逼迫が始まって90年前半において激しくなり、ここに恐慌状態を現出したのである¹⁰⁾。さらに後に見るように、90年6月のアメリカのシャーマン銀買上法の制定にもとづく銀価の騰貴は生糸輸出を減少させ、恐慌を悪化させたのであった。この結果、金利の高騰・株式市場の下落が激しくなり、政府はこれに対して金録公債の償還をおこない、金融市場の緩和をはかる一方、他方で、日本銀行は見返担保品制度をもうけて救済にのりだした。このような対策がとられたのち、恐慌は次第に鎮静化した。90年の米作が豊作であったこと、銀価がふたたび下落しはじめたこと、恐慌によって投機が終熄し泡沫会社が整理されたことなどがその要因であった。

この間の貿易関係をみてみると、貿易総額の増加率は80年代前半においては著しく低く、近代的産業の発達軌道にのらなかった結果によるものといえる。87年以降にはそれが軌道にのり、それにつれて貿易額も激増することになった(第1表)。そして主要輸出商品目および相手国は、第2表のように生糸・製茶・水産物が大宗であり、これらの商品がアメリカ(46.51%)・フランス(24.99%)・香港(8.43%)・支那(6.28%)へ積み出された。また主要輸入品目および相手国は、第3表のように綿糸・機械・砂糖・棉花・毛織物・綿布などで、これらがイギリス(26.94%)・アメリカ(12.66%)・ドイツ(4.64%)・スイス(1.52%)から輸入される、という構

成のもとに展開されていた。

ともあれ、85年以来、銀価の世界的な下落傾向は漸次強くなるなか(第4表)、銀本位国日本はこれを追い風に、輸出を促進させると同時に、これが金本位国からの輸入を阻止する作用をもつことになり(第5表)、こうした急激な変化は、輸出入貿易全体の伸張を阻止する方向に向かわせるものとなったのである。

第II章 銀行制度の再編と横浜正金銀行

1. 通貨対策の混乱と横浜正金銀行の創設

西南戦争を契機に紙幣インフレーションが加速し、以前にも増して紙幣価値の下落、銀貨騰貴が顕著となり、明治政府はこの対策として洋銀騰貴防止策を打ち出し、その対策の一つが正貨を供給する機関としての、横浜正金銀行の創設であった。

すなわち、1877(明治10)年、西南戦争にあたり明治政府はその征討費を第十五国立銀行からの借入と不換紙幣の発行で賄ったが、これが急速にインフレーションを加速することになった。この間の不換紙幣の濫発は、国家財政を著しく圧迫させ、また国内物価の騰貴、貿易入超、正貨流出、洋銀相場の騰貴を引き起こし(第4表)、殖産興業の目標である産業の近代化を阻害する状況をもたらすこととなった。明治政府はこの原因を輸入超過が洋銀需要を増大させ、洋銀相場を騰貴させたことにあるとし、

第1表 輸出入貿易額(1881~1890年)

(単位:千円)

年 度	貿易総額	輸 出 額	輸 入 額	差 額
1881(明治14)年	62,250	31,059	31,191	132 入超
1882(明治15)年	67,169	37,722	29,446	8,275 出超
1883(明治16)年	64,712	36,268	28,444	7,823 〃
1884(明治17)年	63,544	33,871	29,673	4,198 〃
1885(明治18)年	66,503	37,146	29,357	7,789 〃
1886(明治19)年	81,044	48,876	32,168	16,707 〃
1887(明治20)年	96,711	52,407	44,304	8,103 〃
1888(明治21)年	161,160	65,705	65,455	250 〃
1889(明治22)年	136,164	70,060	66,104	3,956 〃
1890(明治23)年	138,330	56,600	81,720	25,120 入超

(注) 『日本貿易精覧』東洋経済新報社、1935年、2ページ。

10) 原田、上掲書、297ページ。

第2表 主要商品目別・相手国別貿易構成表—輸出—

1889 (明治22)年 (単位：千円)

	イギリス	フランス	ドイツ	アメリカ	カナダ	香港	支那	計
生糸	287	10,287		15,455	19			26,620
製茶	27			5,450	616			6,327
絹織物	115			175				629
陶磁器	348						46	1,450
樟脳			225	340				1,391
制帽用真田	36			109				147
薄荷脳	19			1				31
植物性油脂	39			38				363
屑糸・真綿	45	1,940		78				2,347
マッチ						894	201	1,138
木材							159	187
石炭						1,233	1,277	2,750
綿織物						121	13	147
水産物						1,879	1,377	3,285
絹製手巾				1,106				2,104
計	916	12,227	255	22,751	635	4,127	3,073	48,916
%	1.87	24.99	0.52	46.51	1.30	8.43	6.28	100

(注) 朝日新聞社『日本経済統計総観』(1930年) 278-285ページより作成。

第3表 主要商品目別・相手国別貿易構成表 —輸入—

1889 (明治22)年 (単位：千円)

	イギリス	ドイツ	スイス	アメリカ	英印	フランス	豪州	支那	計
綿織物	4,488								4,668
毛織物	2,582	1,375							5,455
毛織糸	64					12			256
建設材料	563	38							687
革類	23			284	227				730
時計及部分品			523	70					647
機械及部分品			16	320		315			1,999
カセイソーダ灰	150								150
鉄(塊及錠)		47							164
鉄(糸・竿・板・線管)	1,551	161		19					2,238
石油				3,783					4,587
紙類	135	26							341
羊毛							261		302
実綿・繰綿				13	48				5,669
芋麻類								55	94
油槽								189	202
米及					5				23
豆類								106	818
計	9,556	1,647	539	4,489	280	327	261	373	35,472
%	26.94	4.64	1.52	12.66	0.79	0.92	0.74	1.05	100

(注) 朝日新聞社『日本経済統計総観』(1930年) 286-294ページより作成。

第4表 国際的金銀相場及び日本の金銀相場

年次	ロンドン		日本		
	銀塊相場 (ペンス)	金銀比価	銀塊相場 (円・銭)	金銀比価	法定金銀比価
1881 (明治14) 年	51.15/16	18.16	1.087	17.58	16.17
1882 (明治15) 年	51.13/16	18.19	1.086	17.40	16.17
1883 (明治16) 年	50.5 / 8	18.64	1.102	17.82	16.17
1884 (明治17) 年	50.3 / 4	18.57	1.100	11.79	16.17
1885 (明治18) 年	48.9 / 16	19.41	1.154	18.66	16.17
1886 (明治19) 年	45.3 / 8	20.78	1.246	10.15	16.17
1887 (明治20) 年	44.5 / 8	21.13	1.296	20.96	16.17
1888 (明治21) 年	42.7 / 8	21.99	1.329	21.49	16.17
1889 (明治22) 年	42.11/16	22.10	1.312	21.22	16.17
1890 (明治23) 年	47.3 / 4	19.47	1.204	19.76	16.17

- (注) (1) 田口卯吉『鼎軒田口卯吉全集 第三巻』同刊行会、1928年、343-344ページ。
(2) 原資料は、『大日本貨幣史』、『米国造船局長年報書』、『横浜正金銀行報告』等による。

第5表 日本の対金貨国・銀貨国輸出入貿易額と正貨流出入額

(単位：千円)

年次	金貨国		銀貨国		金銀貸流出入額
	輸入	輸出	輸入	輸出	
1872 (明治5) 年					- 789
1873 (明治6) 年					- 2,042
1874 (明治7) 年					-12,923
1875 (明治8) 年					-14,365
1876 (明治9) 年					- 2,408
1877 (明治10) 年					- 7,267
1878 (明治11) 年	27,233	16,254	5,633	9,164	- 6,140
1879 (明治12) 年	25,438	21,561	7,480	6,273	- 9,644
1880 (明治13) 年	28,964	21,169	7,614	6,594	- 9,584
1881 (明治14) 年	23,343	23,727	7,796	6,610	- 5,634
1882 (明治15) 年	20,460	30,647	8,904	6,304	+ 1,730
1883 (明治16) 年	20,121	28,730	8,258	6,552	+ 2,295
1884 (明治17) 年	19,822	24,613	9,804	7,667	+ 606
1885 (明治18) 年	19,088	25,881	10,232	9,540	+ 3,290
1886 (明治19) 年	20,799	35,464	11,277	11,463	- 454
1887 (明治20) 年	29,794	37,569	14,466	12,472	- 2,164
1888 (明治21) 年	45,674	49,281	19,724	13,262	+ 899
1889 (明治22) 年	42,766	51,473	23,016	16,020	+ 8,985
1890 (明治23) 年	46,726	36,824	28,907	17,207	-12,578
1891 (明治24) 年	36,578	55,288	24,710	21,584	+12,436
1892 (明治25) 年	38,924	65,047	31,535	23,509	+13,154
1893 (明治26) 年	46,779	58,706	38,561	28,240	- 1,102

※金貨国…主に英・米・仏・独、銀貨国…主に支那・香港・英印。

- (注) (1) 現代日本産業発達史研究会『現代日本産業発達史 第二十六巻 銀行』交詢社出版局、1966年、60ページ。
(2) 原資料は、土屋喬雄監修・日本銀行調査局編『日本金融史資料 明治大正編 第十六巻』大蔵省印刷局、昭和32年、742-744ページ。
(3) 金銀貸流出入額は、『日本貿易精覧』東洋経済新報社、1935年、3ページ。

この対策の一環として銀貨供給量の増加による洋銀相場の安定を目指すことにした。事実、大隈大蔵卿は不換紙幣の濫発により生じたインフレーションとは考えず、まず、洋銀の投機取引の防止、銀貨供給量の増大を図るべく洋銀相場の騰貴抑制策に邁進することとしたのである¹¹⁾。

まず、1879(明治12)年2月、明治政府は洋銀取引所の設立を許可し、銀相場に介入し洋銀の空売買(=投機取引)を禁じる一方、同年4月から翌年9月の間に「準備金」中の銀貨を市場へ売り出したが(第二国立銀行、三井銀行、横浜正金銀行等をとおして)、銀相場はやや下落したもののその効果は少なく、銀貨売出しが緩慢になると反騰に転じたため、これを80年9月をもって中止することにした¹²⁾。

そして次の対策として計画されたのが、正貨の需要を調整する金融機関の設置である。

当初の構想は、開港場での貿易円銀を中心とする金銀貨幣の供給、運用をはかる(正貨供給と流通の円滑化)と同時に、外国銀行に対抗して輸出入品の取引上、本邦商人の利便をはかること(日本の商権回復)を目的としたものであった。こうした構想を背景に、政府は「貿易銀行条例」草案などを含め検討する一方、大隈大蔵卿は福沢諭吉と内密に「正金銀行」設立構想を進めていたようである¹³⁾。

ともあれ、1879(明治12)年12月、大蔵卿大隈重信、民間の丸谷商店、慶應義塾関係者の参画によって、国立銀行に準ずる私立銀行と同時に、貿易金融のための半官半民の特殊銀行たる性格を合わせ持つ銀行として(紙幣発行権は除外)、横浜正金銀行が創設された。そして翌年2月開業することになったが、開業当初の正金銀行は、政府出資が資本金比率3分の1の影響のもと大蔵省管理官の監督を受け、国家機関の側面を色濃く持つことになった¹⁴⁾。

正金銀行の業務は当座預金並びに貸越定期預金、貸付金割引、代金取立手形、為替及び荷為替保護預かり、地銀金買入等を通して、正貨の適正相場による取引促進と正貨の供給であった。しかし開業と時を同じくして銀貨騰貴・紙幣価値の下落は甚だしくなったため、邦銀の間で正貨資金の需要幅が狭くなり、逆に紙幣需要が増大した。したがって、正貨取引のみに固執すると生糸、茶等の主要輸出品の出回り期を控え、紙幣不足による市価下落が必然となり、外国商人の買い叩きを防ぐため、邦人輸出商への紙幣融資が必要な状態となった¹⁵⁾。80(明治13)年5月、正金銀行は「紙幣貸付手続」が制定されたのを受けて、政府から紙幣(50万円)を借り入れ、この資金を茶・生糸等の邦人輸出商に貸出し、正金で返済するかたちをとり(輸出前貸制度)、ここに外国為替金融が始まることとなったのである。また同年7月、政府が銀・紙区分経理のため、「紙幣取扱規則」を制定したが、これによって正金銀行はますます政府資金への依存が強まることになった。いずれにせよ、正金銀行は、80年代はじめ、紙幣整理の影響をうけて経営的にはかなり苦しかった¹⁶⁾。

ところで、80年10月、正金銀行は別段預金としての「準備金」中の紙幣を原資とする政府資金を受け入れ、外国為替業務を行い、これによって得た外貨を政府に納入する、いわゆる御用外国荷為替業務を開始した。この御用外国荷為替制度は、海外荷為替法の制定(80年10月、「預入金規則」)に基づくものであるが、当初の目的は貨幣対策や政府の対外支払のために必要な正貨を輸出奨励をとおして吸収すると同時に、直輸出貿易に便宜を与え、またこれによって日本の商権を回復することにあつた¹⁷⁾。他方、政府はこれらの国家資金の運用については「別段預金運転規程」、「在外国横浜正金銀行ヨリ別段預かり金返納手続」を定め、監督を厳重にした。80年代後半になると正金銀行は、貿易の発達を背景に貿易金融における

11) 現代日本産業発達史研究会『現代日本産業発達史 第二十六巻 銀行』交詢社出版会、1966年、137ページ。原田、上掲書、142-148ページ。

12) 原田、上掲書、148-152ページ。

13) 洞富雄『幕末維新期の外圧と抵抗』校倉書房、1977年、282ページ。

14) 大内、上掲書、159-160ページ。高垣寅次郎『明治初期 日本金融制度史研究』清明会出版部、1972年、322-355ページ。杉山和雄「金融制度の創設」(楳西光速編『日本経済史体系 5 近代 上』東京大学出版会、1965年、所収)223-224ページ。

15) 桜井英治・中西聡編『新 体系日本史 12 流通経済史』山川出版社、2002年、502ページ。

16) 杉山、上掲書、225-227ページ。吉沢紘造「貿易・植民地金融機関立法」(渋谷隆一編著『明治期 日本特殊金融立法史』早稲田大学出版部、昭和52年、所収)70-76ページ。

17) 原司郎『明治前期金融史』東洋経済新報社、昭和40年、第七章。

活動を発展させていき、その設立の目的を果たすようになった¹⁸⁾。ともあれ、正金銀行は政府の保護・育成策によって、その業務を正貨供給から外国貿易・為替金融へと移行することとなったのである。

2. 銀行制度の再編と通貨・信用制度の整備

1) 紙幣整理と日本銀行の設立

大隈の紙幣整理が十分な成果が望めない状況のもと、明治14年の政変により、大蔵卿に就任した松方正義は紙幣整理を不換紙幣の銷却と中央銀行制度への再編をもってすすめ、通貨・信用制度の整備を図ることとした。

すなわち、1881(明治14)年政変により大隈重信・佐野常民らが下野し、大蔵卿に就任した松方は、いわゆる銀価問題を検討した結果、経済混乱の中心が紙幣の増発にあり、不換紙幣の銷却こそがこの問題を解決する方法であるとした。松方大蔵卿は、大隈等が単に公債・紙幣の整理に重点を置いたのに対して、紙幣銷却と中央銀行の設立・兌換制度の確立を結びつけて、すなわち紙幣回収の機関として中央銀行を設立し、不換紙幣を兌換券に切りかえて近代的通貨・信用制度のなかに位置付けることにしたのである。この場合、松方大蔵卿は、「準備金」の運用をもって増殖する一方、海外荷為替法に基づき海外の金銀貨を吸収して正貨準備を増殖させ、さらに財政の緊縮をはかり、財政収入の一部を紙幣銷却に振り向け、兌換制度の基礎を確立しようとするものであった¹⁹⁾。

かくして、松方大蔵卿は中央銀行設立によって、近代的兌換制度および信用制度を確立し、他方では低利資金の供給をもって殖産興業(産業資本の確立)を促進することにした。また、財政機構の整備のうえからも、中央銀行と金融市場との関連からも中央銀行に統一することが不可欠と考えた。ここに松方大蔵卿は、中央銀行を中心とした銀行制度の再編(国立銀行制度を廃して中央銀行制度を採用する方針)をすすめると同時に、国立銀行

条例の改正、兌換銀行券条例の規程等の整備をはかることとしたのである²⁰⁾。

ところで、維新政府が近代的金融機関の整備と金融の疎通を目指して成立させた日本の銀行制度は、明治初期に遡る。財政窮乏のなかで維新政府は、殖産興業資金の創出を金札(太政官札)の発行とその貸出にもとめ政府紙幣を濫発させた結果、通貨制度を混乱せしめた。こうした情勢のなか、維新政府は、政府不換紙幣の整理の一環として近代的通貨制度の整備並びに銀行制度の導入をすすめることにしたのである。

ここで国立銀行制度の構想とその展開過程を概観しておこう。

1869(明治2)年2月、維新政府は商法司の通貨対策の転換をうけて通商司を創設し、為替会社(不完全な株式会社、8社)を設立させたが、成果を得ぬまま、71(明治4)年、通商司が廃止され、為替会社が衰運に向かう頃、諸々の銀行設立計画が起こることとなった。同年、明治政府は、「新貨条例」を制定し金本位制度を採用し、貿易一円銀の鑄造とその無制限流通を認めることにした。大蔵省は、藩札・政府不換紙幣の銷却および金融の円滑化を目的として銀行制度の創設を計画し、72(明治5)年11月、国立銀行条例を制定し銀行制度の整備にとりかかる²¹⁾と同時に、翌年3月、金札引換公債条例を公布した。この国立銀行制度が発展すれば、不換紙幣は金札引換公債を通じて国立銀行兌換券となり、ここに兌換制度の確立が実現される。国立銀行の設立が増加すれば、不換紙幣は銀行経由で大蔵省に回収されて、正貨兌換の国立銀行紙幣が市場を流通する制度であった。かくして73(明治6)年国立銀行条例が施行され、第一・二・四・五の4国立銀行が設立された。これらの銀行は株式組織をとり、その業務は、官金出納事務、官公預金および兌換券発行(金兌換)を資金源として貸付等で運営された²²⁾。

ところが、国立銀行の設立以降においても政府紙幣の増発はつづき、恒常的にインフレーションを進行させ、

18) 日本銀行百年史編『日本銀行百年史 第二巻』日本銀行、昭和57年、72-73ページ。

19) 梶西他、上掲『日本資本主義の成立 II』424-427ページ。現代日本産業発達史研究会、上掲書、55-56ページ。

20) 大島清・加藤俊彦・齋藤晴造・玉野井昌夫『金融論』東京大学出版会、1960年、326ページ。

21) 高垣、上掲書、第五・九章。当時、政府内においては、銀行制度の導入にあたり、アメリカのナショナル・バンク制度を模範とする国立銀行制度構想(伊藤博文案)とイギリスのゴールド・バンク制度を模範とする中央銀行制度構想(吉田清成案)の2つの案が出されていたが、政府(井上馨)の独断で金本位制度と合わせて、国立銀行制度の採用を決定したのである。

22) 杉山、上掲論稿、189-190ページ。梶西他、上掲『日本資本主義の成立 II』366-369、373ページ。大内、上掲書、150ページ。現代日本産業発達史研究会、上掲書、29、44、97-97ページ。桜井・中西編、上掲書、480-482ページ。

紙幣価値の動揺とともに連年の貿易入超という状況のなかで、国立銀行は、経営資金不足、兌換銀行券の発行難、準備金の枯渇などを原因として経営不振に陥ったのである。1875(明治8)年3月、国立銀行は、連署して政府に経営難を打開する方策として金兌換停止を請願した²³⁾。これをうけて、77(明治10)年8月、政府は国立銀行条例を改正し、銀行券の不換券化、発行限度の引き上げ、公債証券の拡大等の転換をはかり、銀行の設立・運営を容易にすることにした。しかし、この改正の結果、国立銀行制度をつうじて兌換制度を確立しようとした対策は後退し、銀行の設立、不換銀行券の発行が容易になり、ここに殖産興業の資金創出を目指した通貨膨張対策があらわれることとなった。77年以降、インフレーションの進行とともに国立銀行は増設され、とりわけ翌年8月の金禄公債証券の売買抵当約定が解禁されると設立が進み、翌年末には、153行となり、銀行券発行高も急膨張(信用膨張)し、これが西南戦争にともなう通貨膨張の一要因となったことから、政府は直ちに国立銀行の設立許可を停止することにしたのである²⁴⁾。

ところで通貨膨張は、不換紙幣である国立銀行銀行券と政府紙幣とが相まって膨張し、インフレーションを加速させる役割を果たした。1881(明治14)年、松方大蔵卿は、これまでの銀価騰貴の抑制対策を増税と財政緊縮による不換紙幣整理対策へと転換し、幣制の統一、兌換制度の確立をめざして一連の紙幣整理対策を強力にすすめるが(いわゆる松方デフレーション)、その際中心となったのは中央銀行を中軸とした銀行制度の再編という問題であった。81(明治14)年以降、松方デフレーション政策が促進されるなかで、政府紙幣は大幅に圧縮されたが、国立銀行券はほとんど縮小されず、この対策と同時に、銀行制度の再編が急務となった。翌年6月、明治政府は日本銀行条例を制定し、同年10月、日本銀行が設立され、同時に業務を開始した。その後国立銀行を私立銀行に転化させ、中央銀行制度を確立し、ここに通貨制度、信用制度の整備を図ることにしたのである²⁵⁾。

2) 中央銀行制度の確立と通貨制度の整備

政府は日本銀行の設立を果たしたものの、兌換制度の確立には政府紙幣の銷却、国立銀行の処遇、国立銀行券の銷却などの諸条件の整備を急がなければならなかった。

すなわち、日本銀行の設立は、中央銀行としての発券を統一し、兌換制度の確立を目的としたものであったが、しかし日本銀行設立当時、銀紙に価値の開きがあり、日本銀行が兌換銀行券を発行した場合、正貨準備の取付けを生ずる恐れがあった。こうした事態のなか、政府は政府紙幣の銷却をすすめるとともに、83(明治16)年5月、国立銀行条例を改正し、国立銀行券の銷却、新規発行の停止、既発行券の回収(日本銀行券に置き換え)を図ることにした。また国立銀行の存続期間を設立後20年と定め、その間に私立銀行への転換、あるいは閉店のいずれかを選択することとした。いずれにせよ日本銀行は、兌換銀行券を発行して実際に営業を開始するまで、国庫・国債事務と国立銀行券の銷却事務などを取り扱った。また日本銀行設立後、官公金の取扱いは漸次日本銀行に集中されることになったが、地方においては従来どおり国立銀行がその代理事務を行っていたのである²⁶⁾。

こうして国立銀行の処理方策を決定した後、紙幣銷却の進行にともなって、ようやく銀紙の差が消滅し、日本銀行券の発行が可能な条件が整うことになった。84(明治17)年5月、政府は正貨の蓄積が進んだことから、「兌換銀行券条例」(明治17年布告第18号)を制定し、日本銀行に発券の独占を与えると同時に、銀行券の発券集中をすすめ、中央銀行制度の確立を図ることとした。この場合、日本銀行券の兌換対象を銀貨とすることによって、通貨制度としては金本位制度を制定し(1871年)、事実上は金銀複本位制度(1878年)をとりながら、銀本位制度ですすむことが確定されることになった。翌85(明治18)年5月、日本銀行はこの条例に基づいて準備をすすめ、兌換銀行券の発行を開始することにした。なお、特別の事態が生じた場合には、政府の許可を得て制限外発行することが認められ、ここにいわゆる保証準備屈伸制限制度が採用され、日本の近代通貨制度が確立されるこ

23) 杉山、上掲論稿、190ページ。楯西他、上掲『日本資本主義の成立 II』371ページ。

24) 現代日本産業発達史研究会、上掲書、6、29、45、136-137ページ。楯西他、上掲『日本資本主義の成立 II』412-415ページ。大内、上掲書、153ページ。吉野俊彦『日本銀行制度改革史』東京大学出版会、1962年、4-5ページ。

25) 現代日本産業発達史、上掲書、76-78ページ。楯西他、上掲『日本資本主義の成立 II』432-436ページ。

26) 楯西他、上掲『日本資本主義の成立 II』435ページ。現代日本産業発達史研究会、上掲書、78-82ページ。

とになった。同時に国立銀行券の銷却もすすめられ、政府紙幣も日本銀行券と交換される措置がとられ、日本の通貨は日本銀行券に統一されることになり、兌換制度の確立ということとなったのである²⁷⁾。同年6月、政府は政府紙幣兌換（太政官布告第14号）を布告し、こうしたなかで紙幣整理がすすみ、紙幣の信認回復と銀紙の差の減少を受けて、翌86年1月、政府紙幣の兌換を開始するにいたった²⁸⁾。

ところで、85年11月、政府は東京、大阪、横浜、神戸各取引所における金銀等の取引を禁止することとし（太政官布告第39号）、これを86年1月より実施することにした。これによって洋銀および円銀の相場取引は遂に消滅し、銀紙の価格差は無くなり、各取引所は金銀貨取引を禁止し、銀貨相場は消滅することになった。ここに日本国内から外国銀行券は姿を消すことになり、幕末からの居留地貿易および金融界を支配してきた外国資本の排除が一步進展することとなったのである²⁹⁾。

かくして、88(明治21)年6月、松方大蔵大臣の兌換銀行券条例改正の建議をうけて、政府は「兌換銀行券条例」を改正した。この改正によって日本銀行は、7,000万円までは正貨準備をおかずに兌換券（公債・商業手形を保証）を発行できることになった。またそれ以上の場合、正貨準備と同額まで発行を許可されることとなった。ここに日本銀行の発券制度の整備が図られたのである³⁰⁾。なお、これに加えて90(明治23)年に政府は、松方大蔵大臣の提出した「銀行条例制度の議」、「普通銀行条例制度の議」を閣議決定し、4月、「銀行条例」（法律第72号）を公布し、普通銀行の育成・整備を進めることにしたのであった³¹⁾。ともあれ、この間の日本銀行の設立から、日本銀行券の発行、普通銀行の整備等の中央銀行制度への再編・整備は、近代的通貨制度の確立の第一歩を画したものと見える。

3. 横浜正金銀行の対外金融機関化

横浜正金銀行の創設の経緯については、本章第1節で略述したとおりであったが、その後正金銀行は「準備金」をとおした正貨吸収に努めるなど、政府の保護政策および日本銀行の信用供与のもとに対外金融機関としての役割を果たしていくこととなった。

すなわち、81(明治14)年政変後、松方大蔵卿は前述のように銀価騰貴の抑制対策を増税と財政緊縮による不換紙幣整理対策へと転換を図り、銀行制度の再編、兌換制度の整備をすすめることにした。さらに正貨の吸収に努める政府は、ロンドン・ニューヨーク・リヨンに領事館を設け、対外貿易の促進並びに対外金融を重視し正金銀行を対外金融機関としての位置付け、その役割等の整備にあたることとした。82(明治15)年1月、松方大蔵卿は正金銀行の管理官を廃止し、官選取締役（3名）の設置など積極的な正金銀行の育成策を開始したが、この結果、正金銀行は大蔵省の監督強化をうけることになった。そして同年3月「外国為換金取扱規程」（新荷為替法）が制定されたのをうけて、正金銀行は、通貨対策や政府の対外支払に充当するための正貨を吸収する役割が強化されることとなり、他方、これまでの日本の貿易商人（直輸出奨励）のための金融機関としての性格が後退することになった³²⁾。

一方、82(明治15)年からの紙幣整理の結果、不況の打撃は正金銀行にもおよび、正金銀行自体が経営不振に陥ることになった。すなわち、この間正金銀行は、政府資金を紙幣で借り受け、銀貨でもって返納する条件のもとに営業をしてきたが（「外国為換金取扱規程」）、取扱いにあたって銀貨と紙幣とが混同し、銀紙の両勘定に対立する事態が生じると同時に、銀紙相場の変動に大きく作用されることになったのである。こうした状況を打開すべく、翌年3月、松方大蔵卿は原六郎を正金頭取（第4代）

27) 吉野、上掲書、173-178ページ。島崎久彌『金と国際通貨』外国為替貿易研究会、1983年、61-62ページ。杉山、上掲書、229ページ。桜井・中西編、上掲書、473、479ページ。

28) 梶西他、上掲『日本資本主義の成立 II』438-440ページ。高垣寅次郎・荒木光太郎『貨幣制度』日本評論社、昭和4年、138-139ページ。

29) 洞、上掲書、306-309ページ。立脇和夫『在日外国銀行史』日本評論社、1987年、189ページ。山本有造『両から円へ』ミネルヴァ書房、1994年、208-209ページ。

30) 梶西他、上掲『日本資本主義の成立 II』438-439ページ。桜井・中西編、上掲書、470-474ページ。杉山、上掲論稿、231ページ。

31) 現代日本産業発達史研究会、上掲書、79ページ。加藤俊彦、上掲書、123-124ページ。

32) 高木 高垣・荒木、上掲書、139ページ。

に就任させ、5月、同行の改革を行わせた。正金銀行は、銀貨本位の営業をとりやめ、所有銀貨を売却して紙幣に変え、その差額でもって経営の安定を目指すこととした。この改革は銀行を破綻の危機より救出したが、正金銀行の国家機関的性格をさらに強化するものとなったといえる³³⁾。こうしたなかで、同年7月、正金銀行は、日本銀行とコレスポネンズ契約を締結した。これは為替取組、商業手形の取立、代金取立、一時融通貨の取引などを内容とするものであったが、この際正金銀行に対して供与される貸付極度額(20万円)と一時融通貨の返済期限(6カ月内)が定められたのである³⁴⁾。

ところで、86(明治19)年 銀紙の差が消滅し、正貨交換が開始されてから、正金銀行は再び銀貨本位の営業に立ち帰った。正金銀行の業務は、創設後から海外関係が多く、特に欧米銀行との為替取引がその大半を占めており、国立銀行と異なっていた。こうした状況のもとで翌年7月、政府は「横浜正金銀行条例」(勅令第29号)を制定した。つまり、この条例は正金銀行が創設時の準拠法規である国立銀行条例に比べ、外国貿易・為替関係業務を担当する特殊銀行の条例として、さらに正金銀行は政府の保護監督のもと特殊金融機関(外為・貿易金融機関、政府在外資金取扱銀行)であることを法的に明確にするものであった。もとより、この条例によって正金銀行に対する大蔵省の監督規程が明らかとなり、その後の正金銀行の営業活動の規制も強化されることになったのである³⁵⁾。こうしたなかで、88(明治21)年9月、正金銀行と日本銀行は協約を締結し、両行ともに政府の機関であり、外国に関する業務(国際金融)は正金銀行が取扱い、日本銀行はいわばその後見役として必要な円資金(年間300万円、年3分)を供給し、その返済は正貨で行うこととした³⁶⁾。

ところが、89(明治22)年3月、正金銀行はこの間の政府資金による御用外国荷為替制度が廃止され、経営の転換を余儀なくされることとなった。事実、この制度の廃

止により正金銀行は、外国為替相場の変動、為替資金の調達・貸出金利など外国為替業務における損益は自行に帰着することになった。正金銀行は、営利採算を考慮した経営を行うことが不可欠となり、こうした条件のもとに外国貿易・為替を専担していくことになったが、その後においても、正金銀行の経営は依然として政府の強い規制(政府出資や大蔵省の管理機構)のもとにおかれていた。また、その間、富田鉄之助日本銀行総裁が日本銀行による外国為替の取扱いを要求し、大蔵省や正金銀行と激しく対立した。しかしながら、同年6月、松方大蔵大臣は、日本銀行が正金銀行に資金を供給して、正金銀行に外国為替の取扱いおよび正貨吸収に当たらせることにした。富田はこれを拒否して日本銀行総裁を辞任したため、松方大蔵大臣はこの後任として、川田小一郎を登用することとした³⁷⁾。

かくして、同年10月、「準備金」が紙幣交換基金特別会計に移されたが、政府は正金銀行を国際金融の直接の担当者とする方針を堅持し、正金銀行は日本銀行との間に外国為替手形再割引契約を締結せしめ(年額1,000万円を限度、2分)、日本銀行の信用供与さらには政府の保護政策を背景に對外進出をすすめ、外国貿易・為替を取扱い、日本の對外貿易における商権の回復に努めることになった³⁸⁾。

しかしながら、90(明治23)年、正金銀行は凶作に伴う金融の逼迫や同行内部の紛争に加え、アメリカのシャーマン銀買上法に伴う銀価の暴騰、さらにはベアリング恐慌の影響のもと、再び経営の危機に直面することとなったのである。

第三章 横浜正金銀行の對外進出とその業務

1. 国際的金相場と銀相場

1873年以降、欧米では大不況の深化と並行して国際的

33) 東京銀行『横浜正金銀行全史 第二巻』東洋経済新報社、昭和56年、41ページ。原司郎、上掲書、第八章。

34) 松成義衛・三輪悌三・長幸男『日本における銀行の発達』青木書店、1959年、48ページ。

35) 現代日本産業発達史研究会、上掲書、382ページ。

36) 松成他、上掲書、49-50ページ。現代日本産業発達史研究会、上掲書、146-147ページ。古沢、上掲論稿、95-99ページ。

37) 日本銀行百年史編『日本銀行百年史 第一巻』日本銀行、昭和57年、386-387ページ。東京銀行、上掲書、63-65ページ。原田、上掲書、288ページ。

38) 齋藤寿彦『外国為替銀行の成立』国際連合大学、1983年、57-58ページ。

な銀価低落が進み、とりわけ80年代半ば以降銀価が急落すると同時に国際的金銀比価が下落することになり、これに照応しつつ、各国で金銀複本位制度の国際的再建・復活を志向する運動が展開されることとなった。

すなわち、1860年代後半以降銀の生産額が急増傾向のなか、73年ドイツが金本位制度を採用したのを契機とし

て、欧米諸国の通貨制度は金銀複本位制度から跛行本位制 (Limpig standard) あるいは金本位制度に移行した。こうした状況のなかで国際的銀価格は急落し、国際的金銀比価も下落することになった (第4・6表)。

まず、イギリスとドイツにおいて「農業不況」からの脱出策の一つとして、この国際金銀複本位制度の再建・

第6表 世界金銀産出高および同比価

(単位:1,000オンス)

年次	金産出額	銀産出額	ロンドンの市場金銀比価(年平均)	参 考 事 項
1868 (明治元) 年	6,270	43,052	15.59	
1869 (明治2) 年	6,270	43,052	15.60	
1870 (明治3) 年	6,270	43,052	15.57	日本…金本位制採用(5月)、ドイツ…本位銀貨の自由鑄造廃止(12月)
1871 (明治4) 年	5,591	63,317	16.57	
1872 (明治5) 年	5,591	63,317	15.63	
1873 (明治6) 年	4,654	63,267	15.92	アメリカ…金本位制採用、貿易ドルを除く本位銀貨の鑄造停止(2月)、デンマーク、スウェーデン…金本位制採用(5月)、ドイツ…金本位制実施(7月)、フランス…5フラン銀貨の鑄造制限(12月)、ベルギー…5フラン銀貨の自由鑄造停止、跛行本位制に移行(12月)
1874 (明治7) 年	4,390	55,301	16.17	ラテン貨幣同盟国…5フラン銀貨鑄造の制限を決議(1月)
1875 (明治8) 年	4,717	62,262	16.59	オランダ…銀貨の自由鑄造停止、跛行本位制に移行(6月)
1876 (明治9) 年	5,016	67,753	17.88	フランス…5フラン銀貨(本位貨幣)の自由鑄造停止、跛行本位制に移行(8月)
1877 (明治10) 年	5,512	62,680	17.22	フィンランド…金本位制採用(8月)
1878 (明治11) 年	5,761	73,385	17.94	アメリカ…ブランド・アリソン銀貨鑄造法議会議案通過(複本位制回復)(2月)、パリの第2回国際貨幣会議にてアメリカは銀の自由鑄造制の国際的復活(複本位制の国際的採用)を提案、参加国の意見一致をみず閉会(8月)、スペイン…銀貨の自由鑄造禁止(10月)
1879 (明治12) 年	5,262	74,383	18.40	オーストリア…銀貨の自由鑄造禁止(1月)
1880 (明治13) 年	5,149	74,795	18.05	
1881 (明治14) 年	4,984	79,021	18.16	パリの第3回国際貨幣会議にて、銀価低落対策、国際複本位制採用可否など討議、意見合わず閉会(4月)
1882 (明治15) 年	4,934	86,472	18.19	ケルンにて国際金銀両本位会議開催(10月)
1883 (明治16) 年	4,615	89,175	18.64	
1884 (明治17) 年	4,921	81,568	18.57	
1885 (明治18) 年	5,246	91,610	19.41	
1886 (明治19) 年	5,136	93,297	20.78	イギリス…金銀比価変動の原因とその英本国および印度への影響調査のため王室委員会設置(9月)(1888年10月報告書発表)
1887 (明治20) 年	5,117	96,123	21.13	アメリカ…貿易ドル銀貨の鑄造停止(3月)
1888 (明治21) 年	5,331	108,828	21.95	
1889 (明治22) 年	5,974	120,214	22.10	

(注) (1) 現代日本産業発達史研究会『現代日本産業発達史 第二十六巻 銀行』交詢社出版局、1966年、40ページ。

(2) 原資料は、土屋喬雄監修・日本銀行調査局編『日本金融史資料 明治大正編 第十七巻』大蔵省印刷局、昭和33年、404-410、942-953ページ。高垣寅次郎他編『体系金融辞典』東洋経済新報社、昭和28年、789-801ページ。

復活を目指す運動が展開されることになった。イギリスの場合、銀価の低落はインド貿易・為替問題として発現した。銀価の落勢は、ルピー為替相場の低落をきたし、東洋向け輸出産業・ランカシャ綿業に深刻な影響を与えた。綿業資本は、これまで対インド向け輸出の阻害要因をインドの輸入関税としてきたが、この間その要因を銀価低落・ルピー相場の低下に求め、その打開策として国際金銀複本位制度（International Bimetallism）の導入を要求する運動を展開することになった。

また、ドイツにおいては1873年に金本位制度が実施されたが、70年代末には租税=政策改革者協会（Vereinigung der Steuer- und Wirtschaftsreformer）に結集するユンカーによって執拗な金銀複本位制度の再建・復活運動が展開された。ユンカーは農産物価格の崩落の原因を金価格の騰貴及び銀本位国の輸出に対する有利な作用に見出し、かくて金銀複本位制度の再建・復活によって一般的物価騰貴の招来を期待し、運動を展開したのである³⁹⁾。

そしてアメリカにおいては、1873年「鑄貨法」（銀の自由鑄造を廃止）の成立以降、75年正貨兌換再開法、翌76年貿易ドルの自由鑄造停止、79年には金兌換（正貨）が再開された。こうした情勢のもと、銀価下落に悩んでいた南部、西部の銀生産者、いわゆるシルバー・メンは民主党と結んで政府に金銀複本位制度の実施を迫った。共和党は金本位制度に固執してこれに対抗したが、78年2月、ドル銀貨の鑄造再開さらには跛行本位制へと逆転傾向のなかにあつて、さらに金銀複本位制度の復活運動を緩和するために銀本位制度への妥協の産物として、ブランド・アリソン法（Bland-Allison Act）が制定されたのである⁴⁰⁾。この金銀複本位制度の復活を企図する動きは、アメリカの国内的な運動に止まらず、国際通貨会議の招集を通じて活発な国際通貨外交の展開を求めることになった。すなわち同年8月、国際通貨会議（International Monetary Conference、第2回、パリ）を開催

し、金銀複本位制度の復活を主張し、国際的な金銀比価を設定しようとしたが、調整が付かず解散となったのである⁴¹⁾。

ところで、1879年、欧州諸国は、正貨支払いの再開と景気の回復が進むなかで、銀問題についての意識は薄れ、政策論争の焦点を一転して関税問題、財政問題へと旋回させていった。以後、欧州諸国は貿易収支改善のための保護関税政策と金打歩政策とによる金獲得競争を展開することとなった。この競争の結果は、1879～82年間に、ドイツ・フランス・ロシア・オストリアの国々が関税を引き上げることになった。さらにドイツは金輸出国から輸入国（85年）へ、ロシアは貿易の改善と同時に金輸出を減少させ、フランスは貿易収支の赤字を縮小させ、金輸入国へとそれぞれ転化を果たすことになった。この金獲得競争の圧力は、イギリスとアメリカに集中し、これ以降両国における金銀複本位制度の再建・復活運動をさらに強化せしめる要因となった（第7表）⁴²⁾。こうした情勢にあった1881年4月、米仏のイニシヤティヴによって国際通貨会議（第3回、パリ）が開催され、多くの国は金銀複本位制度を支持すると同時に、銀の自由鑄造の復活及び金銀複本位制度の回復の必要を呼びかけたが、その運動はドイツの参加をみたものの、結局、決裂することになった⁴³⁾。

ところが、イギリスは、この間若干の景気回復がみられ、銀価低落の趨勢も緩和されていたが、85年以降、再度不況が深刻化し、綿製品の対インド輸出額が低下し、金銀比価も低水準へと急落する情勢のもと、綿業資本において金銀複本位制度の復活運動が展開されることになった。85年7月、マンチェスター商業会議所は、銀問題に関わる特別総会を開催し、翌年1月、貿易資本・為替銀行と綿業資本との「金銀複本位制度同盟」を結成し、独自の運動を展開した⁴⁴⁾。またラテン貨幣同盟は、1884年7月、スイスの同盟条約の破棄通告を契機に同盟会議

39) 齋藤利三郎『国際貨幣制度の研究』日本評論社、1940年、131ページ。佐藤恵一「19世紀末葉アメリカにおける本位論争の一掃結」（『茨城大学』政経学会雑誌）第30号、1973年、所収）53-54ページ。

40) 以上、前田美穂『銀及銀政策』創造社、昭和11年、330-332ページ。片山貞雄『ドルの歴史的研究』ミネルヴァ書房、昭和42年、173-177ページ。塩谷安夫『アメリカ・ドルの歴史』学文社、昭和50年、81-82ページ。楠井敏朗「独占形成期の金融構造」（鈴木圭介編『アメリカ独占資本主義』弘文堂、1980年、所収）132-133ページなどを参照。

41) 高垣寅次郎・吉田政治・岡田俊平『銀』清明会出版部、1969年、121ページ。齋藤利三郎、上掲書、91-99ページ。

42) 吉岡昭彦『帝国主義と国際通貨体制』名古屋大学出版会、1999年、127-128ページ。

43) 高垣・荒木、上掲書、123-124ページ。

44) 吉岡、上掲書、107-108、129ページ。

第7表 各国の金輸出入（1881—92年）

（百万ドル）

年次	アメリカ		イギリス		フランス		ドイツ		オーストリア		ロシア	
	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出
1881（明治14）年	97.5			27.0	2.0			7.5	8.4			47.5
1882（明治15）年	1.8		11.4		17.6			2.5	6.4			49.4
1883（明治16）年	6.1		3.2			13.2		5.0	5.4			12.5
1884（明治17）年		18.2		6.1	8.7			3.4	3.3			2.0
1885（明治18）年	18.2		7.0		8.2		4.2		1.8			2.1
1886（明治19）年		22.2		2.0	12.1		5.6		2.7			9.1
1887（明治20）年	33.2		3.0			31.8	9.1		1.8			12.8
1888（明治21）年	25.5		4.1			17.6	8.0		6.0			10.8
1889（明治22）年		49.6	16.8		40.1		3.6		6.4			11.3
1890（明治23）年		4.3	45.0			25.6	15.6		17.2			0.8
1891（明治24）年		68.1	29.8		24.0		24.9		13.1		55.3	
1892（明治25）年		0.5	28.2		53.5		6.7				89.3	
1881—1888年	182.3	162.9	148.5	35.1	166.2	88.5	77.7	18.4			144.6	158.3
1889—1892年	182.3	40.4	28.7	35.1	48.6	62.9	26.9	18.4	35.8			146.2
		122.5	119.8		117.6	25.6	50.8		36.7		144.6	12.1

（注）H. B. Russell. *International Monetary Conferences*, 1898. p. 354.

を開催し、同年11月、新条約を締結することとなった。この条約は、金本位制度への接近および銀敗退などを内容とし、いわば同盟解散のための準備工作といえるものであると同時に、同盟国内において金による五法貨幣の清算を認めるものであった。これ以降、ラテン貨幣同盟はその関心を銀制限問題に向け、この規程に若干の補足が行われたにすぎないという状況にあった⁴⁵⁾。そして、アメリカでは、1886年自由銀貨鑄造法案が下院で否決されたのについで、同年「銀ドル鑄造停止法案」をめぐる行政府と立法府との対立抗争が展開されたが、1887年貿易ドルの自由鑄造が停止されることになった。こうした情勢をうけてアメリカは、89年フランスと共催で国際通貨会議（第4回、パリ）の開催にこぎ着けたが、イギリスの不参加などによる足並みの乱れもあり目標の達成に至らず、失敗を余儀なくされたのである⁴⁶⁾。

かくして、その後のアメリカにおける銀問題は、1890年7月、2大政党的政治的かけひきの影響のもとに、「マッキンレー関税法（Mackinley Tariff Act of 1890）」と引き換えに「シャーマン銀買上法（Sherman Silver Purchase Act of 1890）」が制定されたが、これは不合理な妥協的な対応の産物であり、多くの不安定要因を内蔵するものであった⁴⁷⁾。いずれにせよ、財務省は、シャーマン銀買上法に基づき、毎月時価450万オンスの銀地金を買上げ、これをもって「財務省紙幣」（無制限法貨）を発行することにしたのである⁴⁸⁾。シャーマン銀買上法の制定後、欧州諸国において銀投機が発生、とりわけロンドン銀市場における買い占は銀価を一時的に騰貴させたが、90年11月、ベアリング（Baring Crisis）恐慌の勃発は、ほどなく銀貨の放出に転じるとともに銀価の低落を加速させるものとなった。他方アメリカにおいては、海

45) 齋藤利三郎、上掲書、131、134—135、159—160ページ。島崎、上掲書、74ページ。H. P. Willis, *History of the Latin Monetary Union*, 1901.

46) 島崎、上掲書、74ページ。以上、この間の国際貨幣会議の経緯については、H. B. Russell, *International Monetary Conferences*, 1898. Karl. Helfferich, *Das Geld*, 1923, S. 135-140, 165-171などを参照のこと。

47) 鈴木恵一「19世紀末アメリカにおける本位制問題」（鈴木圭介編、上掲書、所収）182—4ページ。楠井、上掲論稿、133—135ページ。

48) 以上、鈴木圭介「アメリカ資本主義の構造的特質」（都留・本田・宮野編『アメリカ資本主義の成立と発展』岩波書店、1974年、所収）12ページ。高垣他、上掲『銀』121—123ページ。金原賢之助『世界経済の動向と金本位制度』巖松堂書店、1934年、25ページ。片山、上掲書、78—79ページなどを参照。

外投資の引き上げから金流出につづき金準備の欠乏を来す一方、多量の銀の累積という状況を生じさせ、その結果、92年以降銀輸出の急増を余儀なくされることとなった。こうしてシャーマン銀買上法と1890年恐慌の相乗作用は、その後国際的金銀比価を急落せしめる要因となったのである⁴⁹⁾。

ところで、東アジアにおける通貨制度は、欧米諸国のように確然としたものはなかったものの、銀貨が尊重される状況にあった。中国の場合、19世紀後半期において銀が主要な流通手段であり、その通貨制度は、銀本位制度と呼ぶにはほど遠く、まさに混乱したものであった。19世紀中頃から中国（清国）、日本、インドその他太平洋諸島において、広く貿易通貨としてメキシコドルが流通するにいたった。こうした情勢のもと、1866年、イギリスが香港においてメキシコドルを基準として英国弗（British Dollar）を鑄造し、また日本も同様に貿易一円銀を鑄造し、これらの外国紙幣が中国に流入する状態にあった。こうした外国紙幣に対抗・駆逐するため、銀元の鑄造を迫られた中国は、1887（光緒13）年、両湖総督・張元洞のイニシアティブに基づき、広東に銀元局を設置し、1890（光緒16）年、「龍洋」の鑄造を開始した。その後、福建、江蘇、湖水、直隸などにおいても銀元局が建設され、「龍洋」が鑄造されたが、各地において定めることに相異があり、統一的立法を欠く状況のなかで、価値の一致をみることはなかった。

ともあれ、この間市場においては、金銀比価（標準的）は、アヘン戦争の勃発した1840年に1対18、その後1850年1対14、1875年1対16、1882年1対18という状況を呈し、国際的金銀比価（第4表）と異なった相場が、依然として継続されることになったのである⁵⁰⁾。

2. 横浜正金銀行の業務拡大と外国銀行

70年代後半までの日本の貿易・為替金融は、外国銀行

によって独占的に取り扱われていたが、欧米大不況の影響もあって外国銀行が営業不振に陥る間隙をも利用し、正金銀行は貿易・為替金融業務等を拡大させることとなった。

すなわち70年代後半における外国銀行の日本進出状況をみても、まず横浜には香港上海銀行（Hongkong and Shanghai Banking Company Corporation）、マーカントイル銀行（Chartered Mercantile of India, London and China）、東洋銀行（Oriental Bank Corporation）が、そして神戸には香港上海銀行、東洋銀行がそれぞれ支店を置いていた。これらの外国銀行は「自由貿易」開始後、貿易・為替金融を独占的に取扱い、洋銀券（貿易通貨）の発行に加えて、当座・定期預金・割引・貸付、貸出（外国商社・政府）の各業務を行っていた。こうした情勢のもと、維新政府は近代的金融制度の導入、洋銀券の発行（横浜為替会社・第二国立銀行）とその流通拡大、「国立銀行条例」の改正をもって外国銀行洋銀券の排除対策を講じたが、逆に外国資本が反対運動を惹き起こし、その独占・支配が続いていたのであった。こうした状況のなかで、1879（明治12）年3月、マーカントイル銀行は経営不振に陥り、一時横浜支店を閉鎖したが、同年9月、同支店を再開し85（明治18）年の日本からの撤退まで営業活動をおこなった。また、同年、東洋銀行は、セイロンのコーヒー生産の不振から貸付金の回収が不能となり、経営危機に陥ったものといわれている⁵¹⁾。そして同年8月、パリ割引銀行（Comptoir d'Escompte de Paris）は5カ月ぶりに横浜支店を再開させた。翌80年8月、チャータード銀行（Chartered Bank of India, Australia and China）は、横浜に支店を開設し、営業資金の不足から香港上海銀行横浜支店に依存しつつ、業務活動をつづけていたが、85年には支店の閉鎖も考慮される状況にあった⁵²⁾。

かくして外国銀行の営業不振が続くなかで、正金銀行

49) JI. A. メンデリソン著、飯田貫一他訳『恐慌の理論と歴史 下巻（第4分冊）』青木書店、1961年、第四章。齋藤利三郎、上掲書、124-128ページ。吉岡、上掲書、143ページ。鈴木圭介、上掲論稿、16-17ページ。

50) 以上、エドワード・カン著、谷口啓次訳『近代支那貨幣史』慶應書房、昭和15年、22、131ページ。廣畑茂『支那貨幣・金融発達史』叢文閣、昭和11年、23、16-47ページ。金融研究会『銀問題』細川活版所、昭和11年、16-18ページ。前田美穂、上掲書、18ページ。岡田俊平『明治前期の通貨政策』東洋経済新報社、1958年、177-180ページ。Paquan S. Hsu. *Historical Review of China's Monetary*, in *Finance and Commerce*, July 8, 1936, p. 38などを参照。

51) Maurice Collis, *Wayfoong*, London, p. 48. 山本義彦「The Oriental Bank Corporation, 1851-1884年（下）」（『経済論叢』第122巻第1・2号、1978年7・8月、所収）20-21ページ。

52) 立脇和夫『外国銀行と日本』蒼天社出版、2004年、17-18ページ。

は業務の拡大をはかっていくこととなった。80年10月、海外荷為替法の実施に伴って御用外国荷為替制度が制定されたのをうけて正金銀行は外国為替業務を開始し、外国銀行に対応していくことになった。そして81(明治14)年12月、正金銀行は、自行への政府預け金の拡大と引き換えに、内地為替業務の廃止の要請(松方大蔵卿)に応じて、内地為替業務を廃止し、政府預託金(400万円)をすべて外国為替業務に運用することにした⁵³⁾。82(明治15)年1月、松方大蔵卿は、為替取扱いの危険を除去するための御用荷為替法の改正を太政官に稟議し、同年2月これが許可された。間もなく従来の「預入金規則」に代わり、「外国為替取扱規程」(新荷為替法)が制定され、これが正金銀行に令達され、3月1日実施されることとなった。この規程により正金銀行は、外国荷為替を取り組むに際して、政府の監督が強化される一方、為替相場の変動による投機等が防止され、従前以上に制度上の整備が進められることになった⁵⁴⁾。

ところが、82年以降、日本の貿易は出超に転じ、翌83年には横浜市中銀行の保有銀貨量が日本側に豊富となった。香港上海銀行が外国銀行の中心としてロンドン、上海、香港宛為替売却や銀行券発行を行って利益を上げていたが、日本の貿易出超が続くなかで、同行は外国商人の輸出資金の需要に十分応じきれなかった。83(明治16)年5月、正金銀行(原頭取)は改革を断行し、同行と国家の結びつきを強めた結果、国家機関の性格が強くなり、同時に政府の資金援助が容易になった。事実、同年10月、政府の「外国人荷為替取扱手続」の制定に基づいて、正金銀行は、外国銀行の力が弱まったこの機会を利用して外国商人に対する荷為替取組、いわゆる外国人為替取組を開始した。これは同行が外国人と外国為替取引を行って確実に外貨を得ようとするものであり、同行の国家のための正貨吸収機関としての性格をますます強化するものであった。この方策は、同時に日本の直輸出業者のための金融機関という性格を後退させるものであったが、いずれにせよ外国人荷為替取組開始後、この取組高は増

大した(第8表)⁵⁵⁾。

ところで、84(明治17)年当時、横浜へ進出している外国銀行は、東洋銀行、香港上海銀行、チャータード銀行(以上、英国系)、パリ割引銀行(仏系)の4行であったが、同年5月2日、東洋銀行は支払停止に陥り、破綻した結果、翌日横浜支店は閉鎖された。

そして同年7月破綻した東洋銀行の残余財産とともに業務を引継いで新東洋銀行(New Oriental Bank Corporation, Ltd)が設立され、横浜支店を再開し、92(明治25)年に精算に入るまで活動を続けた。この場合、同行は東洋銀行の拡大路線を引継ぎ推進したが、経営規模は拡大したものの、経営改善は進まず、90(明治23)年11月、ベアリング恐慌のもとに大欠損を余儀なくされることとなった⁵⁶⁾。また、86(明治19)年3月、チャータード銀行(横浜支店)は、85年に閉鎖したマーカントイル銀行横浜支店の跡地に移り業務活動を展開することにした。そして、89(明治22)年3月、パリ割引銀行は破綻し横浜支店を閉鎖したが、翌月フランスの特別融資のもとに倒産銀行の清算と新銀行の設立を進め、同年6月には

第8表 輸出入高と横浜正金銀行の外国為替取扱高

年 度	輸出高 A	為替取扱高 B	B/A
	千円	千円	%
1880(明治13)年	65,021	670	1.0
1881(明治14)年	62,250	3,783	6.1
1882(明治15)年	67,168	2,491	3.7
1883(明治16)年	64,721	5,334	8.2
1884(明治17)年	63,544	9,191	14.5
1885(明治18)年	66,503	15,254	22.9
1886(明治19)年	81,014	25,130	31.0
1887(明治20)年	96,711	49,374	51.1
1888(明治21)年	131,160	54,330	41.4
1889(明治22)年	136,164	53,105	39.0
1890(明治23)年	138,332	50,666	36.6

(注) 横浜正金銀行『横浜正金銀行史』西田書店、1976年、338-339ページより作成。

53) 齋藤寿彦、上掲『外国為替銀行の成立』27ページ。

54) 原田、上掲書、20-27、203ページ。高橋誠「明治前期の貿易金融機構に関する小論」(『経済志林』第27巻第2号、1959年、所収)34-36ページ。

55) 東京銀行、上掲『横浜正金銀行全史 第二巻』47-48ページ。Comptom Mackenze, *Realms of Silver*, London, 1954, PP. 99-100. 齋藤寿彦、上掲『外国為替銀行の成立』40-48ページ。

56) 立脇、上掲『外国銀行と日本』18-19ページ。

パリ国立割引銀行（Comptoir National d'Escompte de Paris）が設立され、業務活動を展開することとなった⁵⁷⁾。

こうした外国銀行の経営不振が続くなかで、正金銀行は、まず東洋銀行の撤退に乘じ、外国銀行と競合する地位を築いた。さらに、89(明治22)年10日、正金銀行は日本銀行の間に外国為替再割引契約を締結し、これ以降も為替銀行の業務を継続的に行うことになったが、ここで正金銀行は外国為替相場の変動によって外国為替売買、外国為替持高から生ずる損益を同行自らが負担することになり、為替相場変動による損失の危機をできるだけ回避しなければならなくなった⁵⁸⁾。ともあれ、正金銀行は日本銀行からの低利資金に依存することによって、外国銀行に対抗して外国為替業務を継続的に行えるようになったのである。

3. 横浜正金銀行の対外進出とその業務

開業して半年ほど経過して、国内向け業務活動がようやく緒についた正金銀行は、営業範囲を海外に拡張し、外債元利支払事務、官金保管・回金、御用外国荷為替の取扱いおよび取立等の業務を果たすこととなった。

すなわち、輸出前貸資金の貸出など国内向け業務がすすみ、海外業務への進出を図る正金銀行は、まずアメリカ・ニューヨークへ行員を派遣して、外国為替に関わる諸々の調査に着手すると同時に、出張員を現地に常駐させ、事実上のニューヨーク出張所の開設となった。また同様に、イギリス・ロンドンに行員2名を派遣して現地等の調査に当たらせた。そして翌81年1月、正金銀行は海外為替業務の拡張のために取締役（小泉信吉）を欧米に派遣し、各地を視察した結果、ロンドンに出張所を置くことにした。82年5月にはフランス・リヨンおよび豪州・メルボルン・シドニーに出張員を派遣したが、豪州は業務の発展の見込みなしと判断した。フランス・リヨンは正金銀行が同地の本邦商社に為替取立の代理を委託しており、また政府の希望もあり、出張所を開設するこ

とにした（第9表⁵⁹⁾。

こうした情勢にあった80年10月、海外荷為替法が制定され（「預入金規則」、資金、300万円を限度）、政府はこの規則に基づいて、正金銀行に資金の預け入れを行った。正金銀行はこの資金を日本の輸出商に貸し出し、輸出商はそれぞれの仕向地において売上代金（外貨）を、正金銀行を經由して、在外公使館（領事館）に返還することにしたのである。これまでは、アメリカやフランスの在外公使館が受け取った外貨はすべて外国銀行に預け入れられたが、そのほとんどはロンドンへ回金され、東洋銀行に預入された⁶⁰⁾。82(明治15)年1月、政府は「外国為替金取扱規程」とともに、「準備金」の外国預金の取扱い等を定めた「海外預金規程」を制定し、さらに翌月、「海外預金規程」を制定させた⁶¹⁾。これ以降、これまで在外公使館が受け取った外貨は、ロンドン東洋銀行に預け入れることが規定されていたが、正金銀行の出張所が開設されると、政府は外国銀行から海外預り金を引き出して、正金銀行に預け替えることにしたのである。政府海外預金金は、89年3月の「準備金」が閉鎖されるまで、外国債元利金や軍艦購入代等の支払いに、また外国市場の金銀地金購入代、回金としても用いられ、日本の近代産業の勃興、軍事的整備を支援するものとなったのである⁶²⁾。

ところが、84(明治17)年5月、日本政府の外債の発行・引き受けおよびその元利払い等政府の在外官金取扱

第9表 横浜正金銀行支店及び出張所開設状況

年 度	国 内	国 外
1880 (明治13) 年 2 月	横浜 (本店)	
1880 (明治13) 年 7 月	神戸	
1880 (明治13) 年 8 月		ニューヨーク
1881 (明治14) 年 1 月		ロンドン
1882 (明治15) 年 5 月		リヨン
1886 (明治19) 年 6 月		サンフランシスコ

(注) 横浜正金銀行『横浜正金銀行史』西田書店、1976年、18-38ページより作成。

57) 立脇、上掲『在日外国銀行史』60ページ。

58) 横浜正金銀行『横浜正金銀行史』西田書店、昭和51年、116-117ページ。

59) 東京銀行『横浜正金銀行全史 第二巻』東洋経済新報社、昭和56年、36-40ページ。吉野、上掲書、15ページ。齋藤寿彦、上掲『外国為替銀行の成立』22ページ。

60) 齋藤寿彦『金本位制下の在外正貨』国連大学、1981年、10ページ。

61) 海外預金制度は、1877(明治10)年7月、政府が国内の輸出業者に対して「準備金」中の資金を貸出し、その輸出貨物の売却代としてかれらが獲得した外国貨幣を外国において準備金部が受取り、同部がこの外国貨幣を日本の公使館、領事館に預入れ、さらにこれをその地の確実な外国銀行に預入れて保管することに始まる（齋藤寿彦、上掲『金本位制下の在外正貨』9ページ）。

いを委託していたロンドン東洋銀行が破綻し、閉店を余儀なくされた。これを受けて正金銀行は、直ちにロンドン出張所を支店に昇格させ、同年9月、海外政府資金の取扱い、さらに翌月、政府在外資金のロンドンから日本への回金の取扱いが許可されることとなった。そして翌85年4月には、正金銀行は日本から海外各地に向けられる政府資金の回金の取扱いが委託されることになったのである⁶³⁾。そしてさらに同年12月、日本政府は、東洋銀行閉鎖後外国銀行に委託していた事務（外債元利支払事務、官金を日本に回金する事務等）を正金銀行へ移行することにしたが、これによって正金銀行は信用を高めると同時に、その監督が強化されることとなったのである。また、大蔵省がロンドンで収入する海外荷為替資金・送金為替などの回送金を、すべて同行ロンドン支店に預けられることになった。さらに翌86年3月、正金銀行はニューヨーク、リヨンから日本またはロンドンへ向ける資金（回金）のほか御用為替の取扱いも委託され、ここに正金銀行は官金（政府資金）の海外における回送のすべてを取り扱うことになった。同年5月大蔵省は、正金銀行ニューヨーク、リヨン出張所に政府預金の預入を行い、このなかから回金や外国への預金等の支払いをおこなった。そして翌月には、米国のサンフランシスコと日本と

の貿易が増加したのを受けて、正金銀行はサンフランシスコに出張所を開設することにした⁶⁴⁾。

ところで、1887(明治20)年1月、中国やインドで銀貨の需要が増加したことから、銀貨が外国へ流出する事態が生じた。正金銀行は、ただちに輸入為替を取り組んで、銀貨流出の防止に努めた。この場合、正金銀行は政府在外資金（英貨50万ポンド）に依存して、正金銀行ロンドン支店が輸入荷為替取組等にあたった。これ以来、ロンドンから日本に向けた荷為替逆為替等の取組が増大した。同年9月、正金銀行ニューヨーク出張所は米貨50万ドルの政府在外資金を、リヨン出張所は仏貨150万フランのそれを受けて、これを日本への輸入為替基金に使用し、ここに輸入為替取組を始めることになった。この輸入荷為替取組の開始を反映して、翌87年の正金銀行の外国為替取組高は大幅に増大し、正金銀行の対外業務はより強化されたのである（第10表）⁶⁵⁾。こうした状況のなか、1889(明治22)年11月、正金銀行は、為替相場の変動が激しくなり、この変動から生じる損失の予防対策としてロンドン支店に為替基金（為替買入元勘定、50万ポンド）を設定し、営業損益の変動を最小限に止めることとした⁶⁶⁾。ともあれ、翌年6月、正金銀行は、ロンドン支店の業務が増大し、為替基金が不足するという事態が生じ

第10表 外国為替取組みによる海外預け金収支表

(1877(明治10)–1890(明治23)年)

収 入 科 目	金 額	支 出 科 目	金 額
	円		円
荷 為 替 返 納 金	65,161.431	外 国 債 元 利 為 替 払	19,771.640
準備金直接扱いの米穀昆布売却代	6,661.033	軍艦代其他各庁経費為替払	28,218.338
逆 為 替 金 収 入	9,464.001	金 銀 地 金 購 収 代	32,892.296
預 け 金 利 子	408.404	本 邦 へ 回 金	4,899.849
小 計	81,694.841	雑 費	80.600
本 邦 よ り 回 金	4,308.848	棄損払切及常用貸付金へ移換え	140.993
合 計	86,003.719	合 計	86,003.719

(注) 明治財政史編『明治財政史 第九巻』吉川弘文館、昭和51年、702ページ。

62) 東京銀行、上掲『横浜正金銀行全史 第二巻』49ページ。齋藤寿彦、上掲『金本位制下の在外正貨』10ページ。

63) 以上、東京銀行、上掲『横浜正金銀行全史 第二巻』51–53、56ページ。齋藤寿彦、上掲『外国為替銀行の成立』50–51ページ。横内正雄「第一次大戦前における横浜正金銀行ロンドン支店—準備的考察—」(研究年報(東北大学)『経済学』1984年、第46巻第3号、所収)31–34ページなどを参照。

64) 東京銀行、上掲『横浜正金銀行全史 第二巻』55–56ページ。

65) 齋藤寿彦、上掲『外国為替銀行の成立』53ページ。

66) 横浜正金銀行、上掲書、117–118ページ。齋藤寿彦「横浜正金銀行の本来の外国為替銀行化過程」(『三田商学研究』第28巻第5号、1985年、所収)79–81ページ。

たものの、直ちに60万ポンドを増額した結果、輸入為替取組を拡大することとなったのである。

結 語

以上、日本資本主義の確立過程における正金銀行の対外業務は、欧米列国の大不況のもとで外国銀行が営業不振を来すなかで、正金銀行はその業務を拡大すると同時に、海外金融に進出し、新たな業務を担当することとなった。

すなわち、西南戦争を契機に紙幣インフレーションが進行し、輸入超過の増大、正貨の流出および退蔵などが進み、この対策として大隈大蔵卿は、外国資本の専横と外圧のなかで、洋銀投機取引の防止、銀貨供給量の増大を目指し、その際正貨供給機関として正金銀行が創設された。正金銀行は、正貨供給、さらには輸出前貸制度、御用外国荷為替制度をとおして、一連の洋銀騰貴の抑制策を展開したものの、その成果は得られなく、ほどなく正貨供給から貿易・為替金融業務へ重心を移行させることになった。

14年政変後、松方大蔵卿は紙幣整理を増税と財政緊縮による方策に転換すると同時に、紙幣回収の機関として中央銀行を設立し、不換紙幣を兌換券に切りかえて近代的通貨・信用制度のなかに位置付けた。ここに日本銀行を中軸とした銀行制度の再編を進める一方、他方で、国立銀行条例の改正、兌換銀行券条例の規程等の整備を図り、兌換銀行券の発行、政府紙幣の兌換が進み、中央銀行制度を確立し、通貨制度、信用制度の整備が図られた。そして正貨兌換の開始後、正金銀行は「横浜正金銀行条例」の制定をもって外国貿易・為替関係を担当する特殊銀行として、政府の保護政策、日本銀行の信用供与に基づき、海外金融を強力に進めることになった。

かくして正金銀行は、長引く欧米大不況のなかで外国銀行が経営不振に陥るなど消長を繰り返すという情勢のなかで、外国貿易・為替を取扱い、この間とりわけ外国人為替取組を開始し、外国銀行に対抗し、業務の拡大と同時に商権の回復に努めた。こうしたなか、銀紙の価格差が無くなり、日本銀行が兌換銀行券の発行に続いて政府紙幣兌換が開始されると洋銀・円銀の相場が消滅し、外国銀行銀行券は姿を消すこととなった。

さらに正金銀行は、政府の海外進出に伴い、出張所・

支店を開設し、政府在外資金の取扱い、外債元利支払事務、外国貿易・為替業務、とりわけこの間政府の輸入為替基金に基づいた輸入荷為替の取扱いが新たに加わり、業務が拡大されることとなった。ここに正金銀行の外国為替取組高は大幅に増加し、対外金融の発展の基礎が強化されることとなったのである。

以上、この間の正金銀行は、後発日本資本主義に特有な資本の原始的蓄積過程に要請された海外市場の拡大、正貨吸収等の課題を果たすべく、国家的支援を背景に、対外金融機関という特殊銀行の立場を確立し、外国為替等の対外金融を中心にその業務を拡大することとなったのである。